

第1 贈与税の納税猶予を活用した対策

1 経営承継円滑化法の制定

我が国経済の基盤を形成している中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力維持および雇用確保の観点から重要な政策課題となっています。このような認識の下で、事業承継円滑化に向けた総合的支援策として「遺留分に関する民法上の特例」、「事業承継時の金融支援措置」および「事業承継税制の基本的枠組み」の3つを盛り込んだ「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」といいます。）」が平成20年5月9日成立（同年5月16日公布）し、平成20年10月1日から施行されています。また、遺留分に関する民法の特例については、家庭裁判所の許可の申立てに係る手続の最高裁判所規則の制定等の準備と周知に必要な期間を考慮して平成21年3月1日から施行されています。

経営承継円滑化法は、税制改正で新たな事業承継税制である「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」および「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度」が導入されたことを受けて、経営承継円滑化法を実施するために「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「経営承継円滑化法施行規則」といいます。）」の全部を改正する省令（平成21年経済産業省令22号）が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されています。

そこで、経営承継円滑化法と事業承継税制を贈与税および相続税に分けて、それぞれの基本的な制度の解説をすることとします。

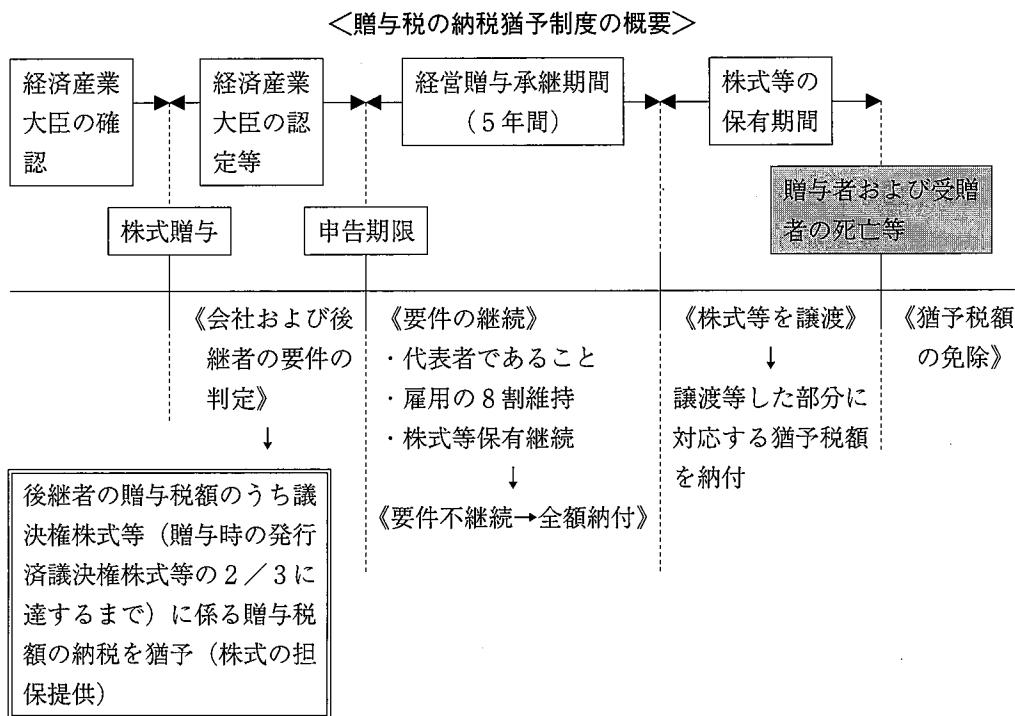
2 贈与税の納税猶予制度

平成21年度税制改正（以下「税制改正」といいます。）については、平成21年3月27日に可決・成立したことを受け、同年3月31日には法律とともに政省令が公布され、同年4月1日から施行されています。税制改正では、中小企業の経営承継を円滑化するための新事業承継税制として非上場株式等（非上場株式および出資をいいます。以下同じ。）に関する「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度（以下「相続税の納税猶予制度」といいます。）」および「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（以下「贈与税の納税猶予制度」といいます。）」が創設されました。

このうち贈与税の納税猶予制度とは、経営承継円滑化法にもとづき経済産業大臣

の認定を受けた非上場株式等を贈与により取得した後継者について、発行済議決権株式（贈与時の発行済議決権株式の3分の2に達するまで）に係る贈与税額の全額を猶予するものであり、雇用・株式等の確保を始めとする5年間の事業継続が要件となります。

また、贈与税の納税猶予制度は、平成21年4月1日以後に贈与（死因贈与を除きます。）により取得する非上場株式等に係る贈与税について適用されます。



○贈与税の適用対象者

Q

贈与税の納税猶予制度の適用対象となる者について教えてください。

A

経営承継円滑化法における適用対象者は、「中小企業者」と規定されています。また、贈与税の納税猶予制度の適用対象者は「認定贈与承継会社」と規定されています。

解 説

経営承継円滑化法における適用対象者は、「中小企業者」と規定されています。また、贈与税の納税猶予制度の適用対象者は「認定贈与承継会社」と規定されています。

事業承継税制における適用対象者である「認定贈与承継会社」は、経営承継円滑化法の定義における中小企業者のうち経済産業大臣の認定を受けた会社であり、贈与の時において図表2に掲げるすべての要件を満たしている会社をいいます。

そこで、経営承継円滑化法と事業承継税制の適用対象となる会社は、図表1に掲げる「中小企業者の範囲」に該当している会社を基本としている点で一致しています。

1 経営承継円滑化法における適用対象者

経営承継円滑化法の適用対象者である「中小企業者」の範囲は、図表1のとおり中小企業基本法上の中小企業者である法人または個人を基本としています。ただし、労働集約性および資本効率等を踏まえ一部の業種につき、中小企業の範囲を中小企業基本法上の中小企業より拡大しています。

具体的には、図表1に掲げる資本金基準または従業員数基準のいずれかに該当すれば適用要件を満たすこととなります（経営承継2、経営承継令、経営承継規1①）。

<図表1 中小企業者の範囲>

区分		適用要件	
		資本金基準	従業員数基準
製造業	原則		300人以下
その他	ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。）（注）	3億円以下	900人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業			50人以下
サービス業	原則	5,000万円以下	100人以下
	旅館業		200人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

(注) 適用対象となる「ゴム製品製造業」には、ゴムホース、ゴム手袋およびゴム草履業などがあります。

2 贈与税の納税猶予制度における適用対象者

贈与税の納税猶予制度の適用対象者である「認定贈与承継会社」は、図表1に掲げる中小企業者のうち経済産業大臣の「認定」を受けた会社（合併によりその会社が消滅した場合には、その会社に相当するものとして一定で定めるもの）で、贈与の時において、図表2に掲げる要件のすべてを満たすものをいいます（措法70の7②、措令40の8⑤～⑦、措規23の9③④）。

<図表2 認定承継会社および認定贈与承継会社の適用要件>

区分	適用要件の内容
従業員数	その会社の常時使用従業員の数が1人以上であること
非上場株式等	その会社およびその会社と特別の関係がある会社（以下「会社等」といいます。）の株式等が、非上場株式等に該当すること
適用除外会社	<p>① その会社が、資産保有型会社または資産運用型会社のうち一定で定めるものに該当しないこと</p> <p>② その会社等が、風俗営業会社に該当しないこと</p>
円滑な事業運営の確保	<p>上記のほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として次の要件を備えているものであること</p> <p>① 経済産業大臣認定を受けた会社のその贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（その贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度およびその事業年度の直前の事業年度）における総収入金額が、零を超えること</p> <p>② 経済産業大臣認定を受けた会社が発行する拒否権を認めた種類の株式（会社108①八）をその経済産業大臣認定を受けた会社に係る経営承継受贈者以外の者が有していないこと</p> <p>③ 経済産業大臣認定を受けた会社と特別の関係がある会社（注）が、図表1に掲げる中小企業者に該当すること</p>

(注) 「特別の関係がある会社」とは、経済産業大臣認定を受けた会社ならびにその経済産業大臣認定を受けた会社の代表権を有する者およびその代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、その他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合におけるその他の会社とします（措令40の8⑥）。

- ① その代表権を有する者の親族
- ② その代表権を有する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ その代表権を有する者の使用人
- ④ その代表権を有する者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（上記①から③に掲げる者を除きます。）

- ⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥ 次に掲げる会社
 - a その代表権を有する者（上記①から⑤に掲げる者を含みます。以下同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、その会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合におけるその会社
 - b その代表権を有する者およびaに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における他の会社
 - c その代表権を有する者およびaまたはbに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における他の会社

○金庫株によって後継者が議決権の過半数を取得する方法

Q

金庫株を取得すれば、金庫株には議決権がなく、後継者が議決権の過半数を取得することになるといわれていますが、そのことについて説明してください。

A

金庫株は、会社法により取得できるようになり、また、同法により募集株式として発行できるようになりました。しかし、この取得については、財源規制があります。これらの条文を掲げると次のとおりです。

- ① 金庫株の取得
- ② 募集株式の発行
- ③ 財源規制

解 説

1 会社法で規定する金庫株の取得

金庫株の取得は、発行会社が発行済株式を時価で取得することをいいますので、資本の戻入れとされ、議決権がないものとされています。

会社法で規定する金庫株の取得については、次のように定められています（会社155）。

第155条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。

- 一 第107条第2項第3号イの事由が生じた場合【取得条項付株式の取得】
- 二 第138条第1号ハ又は第2号ハの請求があった場合【譲渡制限株式の取得】
- 三 次条第1項の決議があった場合【株主との合意により自己株式を有償での取得】
- 四 第166条第1項の規定による請求があった場合【取得請求権付株式の取得】
- 五 第171条第1項の決議があった場合【全部取得条項付種類株式の取得】

- 六 第176条第1項の規定による請求をした場合【相続人等に対する自己株式の売渡し請求】
- 七 第192条第1項の規定による請求があった場合【単元未満株式の買取請求】
- 八 第197条第3項各号に掲げる事項を定めた場合【所在不明株主の株式を競売に代えて会社が株式を売却するための買取り】
- 九 第234条第4項各号（第235条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合【1株に満たない端株の買取り】
- 十 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合【他の会社の事業の全部の譲受け】
- 十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合
- 十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合
- 十三 前各号に掲げる場合のほか、法務省令〔会社規27〕で定める場合

(注) 【】は各事項についての内容を説明したものです。

2 金庫株の処分

また、金庫株の処分については、次のように説明されています。

株式市場で自己株式を売却することは認められません。したがって、自己株式の処分を①新株発行（会社199①三）、②株式消却（会社178）および③組織再編成（会社749①四イ・768①ニイ）に分けて考えることができます。

そのうち新株発行に係る自己株式の処分について、自己株式は、会社が一時的に保有するものではなく、恒久的に保有し株券を金庫にしまっておけることから「金庫株」とも呼ばれています。

したがって、無理して自己株式を処分しなければならない義務を会社法は会社に課していません。

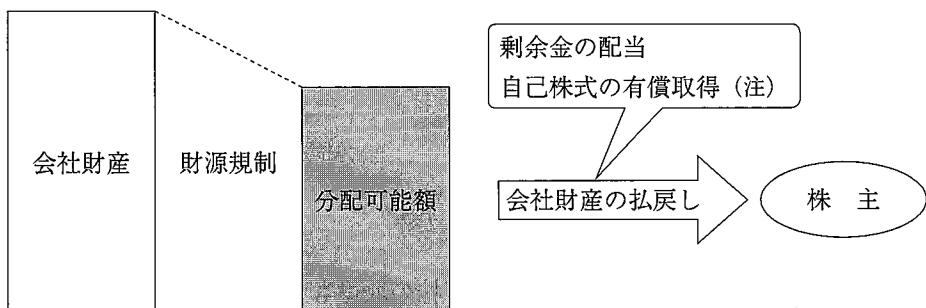
しかし、自己株式の保有を少なくして処分し、資金を得ることは、会社資金の効率的な運用につながるので、会社法は第一に株式の募集に「発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集」（会社199①）として自己株式の処分を認めています。

3 財源規制と分配可能額構成の計算時期

さらに、財源規制と分配可能額構成の計算時期については、次のように述べられています。

＜財源規制＞

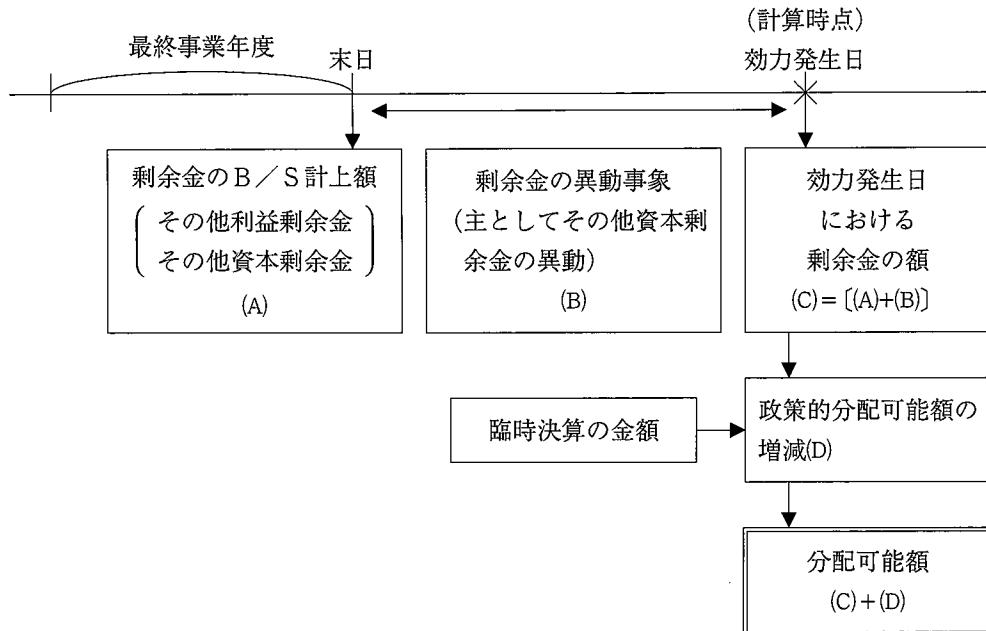
- ・ 剰余金の配当等により株主に交付する金銭等の帳簿価額の総額は、剰余金の配当等の効力発生日における分配可能額を超えることができません。
- ・ 分配可能額は、剰余金の配当と自己株式の有償取得に係る統一的な財源規制です。



(注) 合併・分割、単元未満株主の買取請求等により取得する場合には、財源規制はありません。

＜分配可能額の計算時期＞

- ・ 分配可能額は、最終事業年度（各事業年度に係る計算書類につき株主総会または取締役会の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの。）の貸借対照表に計上されている剰余金の額を基礎として、最終事業年度終了後その剰余金の配当等の効力発生日までの期間に生じた一定の増減額を加味して計算されます。



したがって、分配可能額がなければ金庫株の取得もできませんので、その代替として種類株式（配当優先株式）の活用による議決権の集中に係る設問「「配当優先株式」に転換する手続と「完全無議決権」の取扱い」を次に示しておきます。

○「配当優先株式」に転換する手続と「完全無議決権」の取扱い

「配当優先株式」への転換について説明してください。

Q

「配当優先株式」は、会社法に定める種類株式に当たります。この種類株式に転換するには、次の3つの方法があります。

- ① 普通株式を種類株式に転換する方法
- ② 減資を行い、それに相当する種類株式を発行する方法
- ③ 増資を行い、それに相当する種類株式を新たに発行する方法

解 説

1 普通株式を種類株式に転換する方法

①の普通株式を種類株式（会社108）に転換する方法については、普通株式に係る株主の権利に変動を与える関係上緻密な手続（例：取得条項付株式については株主全員の同意（会社110））、が定められており、かつ、だれの株式を転換するかという抽出等で困難であると考えられます。

2 増資を行い、それに相当する種類株式を新たに発行する方法

③の増資を行い、それに相当する種類株式を新たに発行する方法については、後継者への議決権の集中にはなりませんので、当該対策としては不適当と思われます。

3 結 論

したがって、②の減資を行い、それに相当する種類株式を発行する方法のように、旧代表者が特例中小企業者の株主に、例えば「長男を後継者にして私の株式を一括贈与しても過半数にならないので、民法特例を受けられない。そこで、過半数になるように減資を行い、それに相当する株式は、配当優先・無議決権種類株式として発行したい」と相談して、一部減資同額増資（種類株式）による方法が中小企業としては妥当な方法と思われます。

この場合の減資は、株主総会の特別決議（会社309②九）が必要であり、また、増資についても種類株式発行の定款変更ならびに募集株式の発行に係る特別決議が必要となります（会社309②十一・309②五）。

○金庫株を利用して後継者への議決権の集中を行う方法

ケース

当社は、資本金1,000万円の同族会社で、株主および株式構成は次のとおりです。今度、長男に事業が盛況のうちに事業承継を行う予定です。長男のほかに妻、次男、長女の3名が推定相続人です。次男・長女は給与所得者であり、妻も含めて長男に私の株式を贈与し、固定合意を行うことの了解は得ています。しかし、私の株式を含めても議決権の過半数に達していません。ただ、次男は協力すると約束してくれています。株価は1株20万円と評価されています。

＜当事者＞

 経営者：社長（私）	「株数」 80株、「出資額」 400万円
 後継者：専務（長男）	「株数」 10株、「出資額」 50万円
弟（次男）	「株数」 60株、「出資額」 300万円
妹（長女）	「株数」 50株、「出資額」 250万円
計4名	「株数」 200株、「出資額」 1,000万円

対策

本ケースにおいては、事業盛況で会社に分配可能額があるでしょうから、①弟の株式を金庫株として買い取る、②金庫株取得で不足する場合には、長男に株式を贈与してくれないかと弟に依頼する、③②の贈与が成立しなかった場合には、配当優先・無議決権株式を考えます。

①の対策として、弟の株式60株を会社が金庫株として取得すれば、金庫株には、議決権がありませんので（会社308②）、会社の議決権総株式総数140株となり、経営者株数80株を後継者に一括贈与すれば、合計株式数90株となります。したがって、後継者が

64% ($90\text{株} \div 140\text{株}$) の株式を保有することになり、過半数の議決権株式を取得できることになります。①の件が成立しない場合には、過半数を超える株式に11株不足するだけですから、経営者が弟に株式以外の他の財産を与えることと引き換えに11株を後継者に贈与してもらう②の対策を実行してみてください。①②の対策が成立しなかつたら、弟・妹の両者に配当優先・無議決権株式に変更を依頼することを考えるべきだと思います。

解 説

1 金庫株による過半数議決権株式の取得

経営者と長男の株数合計は90株ですから、金庫株として11株（株価20万円×11株 = 220万円）を取得すれば過半数になります。しかし、議決権株式の3分の2（約135株）まで将来の相続税の納税猶予が認められますので、この際弟の60株・価額1,200万円を目指（150株）としましょう。すなわち、会社の分配可能額が1,200万円以上であれば会社が金庫株で買い取ると株数は次のようになります、議決権株式の3分の2までの納税猶予を受けることができるようになります。

〔算 式〕

$$\text{経営者80株} + \text{長男10株} + \text{妹50株} = \text{総株式140株}$$

$$\text{贈与後の長男株90株} \quad \text{長男保有割合} 90 / 140 \text{株} \approx 65\%$$

2 贈与による過半数議決権の取得

弟から株式60株の売却は不成立で事業が盛況だから従来どおり配当をもらいたいとの申し出があった場合は、「その好況な事業を長男が引き継ぐからせめて民法特例の成立する11株だけを長男に贈与してくれないか」と依頼します。

3 減資して種類株式の発行による過半数議決権の取得

贈与による過半数議決権の取得が不成立の場合には、弟の意向に従って30株について配当優先・完全無議決権種類株式を減資し、募集株式として特別決議により処理すれば、議決権株式170株のうち長男取得見込みが90株となり過半数超になりますので、民法特例の合意が可能となります。

4 事業が継続できないときの株式の価値

事業が継続しないと、現在弟・妹が各々所有している株式1,200万円（20万円×60株）または1,000万円（20万円×50株）は無価値化するおそれがあります。したがって、株主は自己の財産を守るためにも、後継者としての長男の事業承継に協力すべきです。

そして、後継者は、税制の納税猶予のみにとらわれず弟・妹の利益も考えて合意を得ることに配慮すべきです。すなわち、推定相続人間の合意が整わなければ、事業承継は不成立に終わり、現況では、納税猶予の特典は受けられないことを認識すべきと考えます。